

令和5年11月30日
東京都生活文化スポーツ局
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が実施する 競技団体支援事業における不適正な会計処理及び再発防止策について

都と公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「都障協」という。）の協定に基づき、都障協が障害者スポーツ振興事業の一つとして実施している競技団体支援事業（注）において判明した不適正な会計処理及びその再発防止策について、下記のとおりお知らせします。

記

1 事案の概要

東京都スルーネットピンポン協会が実施した「スルーネットピンポン東京大会」等において、大会開催後に報告書を作成する際、領収書を虚偽に作成し、不適正な申請により都障協に対し助成金を請求し、受給していた。

2 今後の対応

東京都スルーネットピンポン協会に対し、以下の対応を求める。

(1) 助成金の返還請求 317,486 円及び遅延損害金

① 令和4年度の1ヶ年分 90,700 円

（本事業の実施要綱に基づき交付を取り消し、既助成額を返還請求）

② 平成28年度から平成31年度の4ヶ年分 226,786 円及び遅延損害金

（本事業の当該年度の実施要綱に交付取り消しの規定がないため、既助成額と助成対象額の差額相当分及び遅延損害金を返還請求）

※令和2年度及び3年度は東京都スルーネットピンポン協会からの申請はなし

(2) 都障協への競技団体登録の取り消し及び助成金の不交付

東京都スルーネットピンポン協会の令和5年度の都障協への競技団体登録を取り消し、競技団体支援事業の助成金を交付しない。

また、適切な運営体制の整備などが確認できるまで、都障協への競技団体登録を認めない。

3 再発防止策

都及び都障協は以下の取組みを通じて、適正な会計処理等の指導徹底を図る。

(1) 都障協の対応

① 公益通報窓口を新設（令和5年8月に設置済み）

② 助成金手続きに係る登録団体内の複数人確認を制度化し、ダブルチェックを徹底

③ 登録競技団体にガバナンスコードチェックシートの提出を義務付け

④ 登録競技団体に対して通帳での資金管理と振込払いを要請

⑤ 登録競技団体向けの定期的な研修の実施と継続的な注意喚起の実施

(2) 都の対応

① 都障協による助成審査の厳格化を指示

② 登録競技団体に対するガバナンスコードの理解促進を都障協に指示

③ 登録競技団体向け研修等において、直接コンプライアンスの徹底を周知

(注) 競技団体支援事業の概要

都と都障協の協定に基づき、都障協が障害者スポーツ振興事業の一つとして実施しているものであり、都障協へ登録している競技団体が実施する事業（競技会、講習会等）に対して、都障協が対象経費の実費分を交付している。

東京都スルーネットピンポン協会は、東京都における障害者スポーツの普及、振興と啓発を図るために活動している競技団体として、都障協へ登録している。

【問い合わせ先】

(本件に関すること)

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

電話 03-5206-5586

(都立スポーツ施設に関すること)

東京都生活文化スポーツ局スポーツ施設部経営企画課

電話 03-5320-7840